

# おおい町耐震改修促進計画

平成28年3月

おおい町



# 目 次

第1章	計画の概要	
第1.	計画の目的	1
第2.	計画の位置づけ及び計画期間	2
第3.	想定される地震の規模、被害の状況	3
第2章	耐震化の現状及び目標	
第1.	住宅の耐震化の現状及び目標	4
第2.	建築物の耐震化の現状及び目標	6
1.	法第14条に定める建築物の耐震化の現状	6
2.	多数のものが利用する建築物の現状及び目標	8
3.	危険物関係の建築物の耐震化の目標	9
第3.	町有建築物の耐震化の現状と目標	10
第3章	耐震化を促進するための施策に関する事項	
第1.	耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針	12
1.	耐震化を促進するにあたっての課題	12
2.	役割分担	13
第2.	耐震診断・耐震改修を促進する支援策の概要	14
第3.	安心して耐震改修を行うことができる環境整備	17
第4.	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	17
第5.	優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	19
第6.	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	20
第4章	啓発及び知識の普及に関する事項	
第1.	防災総合マップの作成・公表	22
第2.	相談体制の整備及び情報提供の充実	23
第3.	パンフレットの作成・配布等	23
1.	パンフレットの作成・配布	23
2.	各種広報媒体を活用した周知	24
第4.	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	24
第5.	家具の転倒防止策の推進	25
第6.	自治会との連携（取り組み支援策）	26
第7.	耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ	26
第5章	その他耐震化の促進に必要な事項	
第1.	所管行政庁との連携に関する事項	27
第2.	耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等	27
第3.	庁内での推進体制の確立	29
第4.	関係団体との協働による推進体制の確立	29
第5.	計画の検証	29



# 第 1 章 計画の概要

## 第 1. 計画の目的

---

「おおい町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という）は、過去の震災による甚大な被害を教訓とし、震災時の建築物の倒壊による死者数及び経済的損失を可能な限り少なくすることを目標に、町内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修、建替え等の促進を図るために策定する。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では人的被害の約 9 割が住宅・建築物の倒壊に起因するものであり、その多くが昭和 56 年 6 月以前の旧耐震基準による建築物であった。近年では、平成 16 年の新潟県中越地震や平成 19 年の能登半島地震など、比較的近い場所で大規模地震が頻発することや、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では東北地方から関東地方にかけて広域的に甚大な被害をもたらすなど、大規模な地震の影響が危惧されるようになった。また、国の地震調査研究推進本部の発表によると、南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%程度とされていることなどもあり、建築物の安全性の確保がより一層求められるようになった。

こうした状況をふまえ、平成 25 年 11 月 25 日に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて本計画の改定を行い、すべての建築物所有者に課せられた建築物の地震に対する安全性の確保、一定規模以上の建築物や緊急輸送道路沿道の建築物における耐震化促進の強化などを図り、より一層の住宅・建築物の耐震化を図るものとする。

## 第 2. 計画の位置づけ及び計画期間

### (1) 計画の位置づけ及び計画期間

本計画は、平成 25 年に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「法」という) 第 6 条に基づき、策定する計画である。

また、県の「福井県建築物耐震改修促進計画」及び「おおい町地域防災計画」と整合を図り、耐震化施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。

#### 【耐震改修促進法第 6 条】

市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

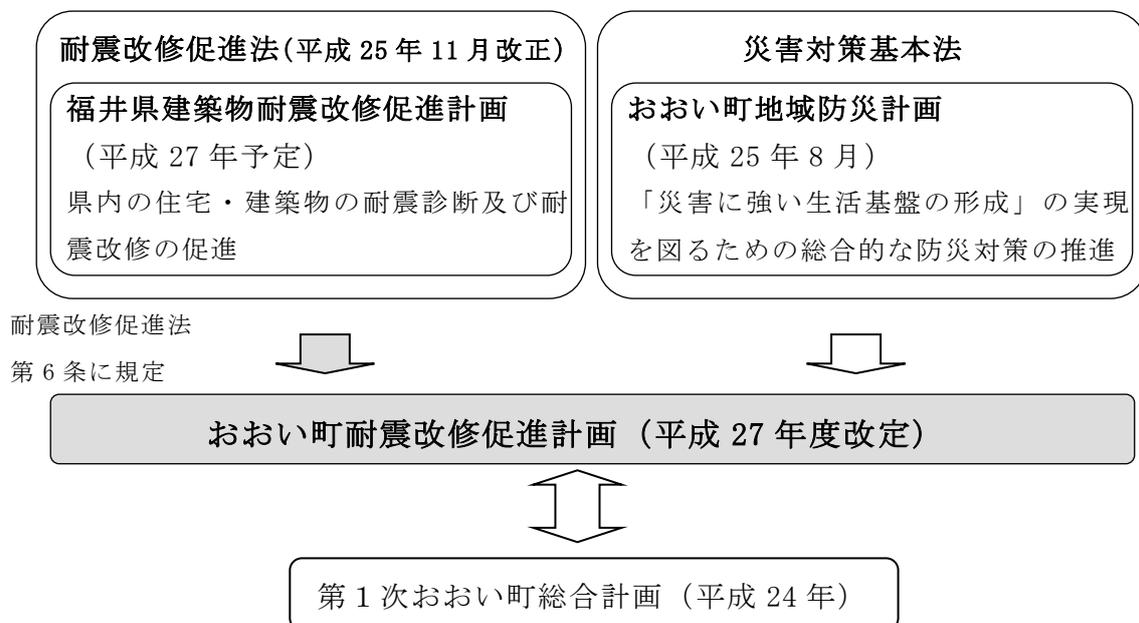


図 1 - 1 計画の位置づけ

### (2) 計画期間

本計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。



## 第2章 耐震化の現状及び目標

### 第1. 住宅の耐震化の現状及び目標

#### (1) 住宅戸数（固定資産税台帳ベース）

平成26年末の固定資産税台帳からの集計によると、住宅総数は表2-1のとおり4,098戸であり、木造建築物が住宅全体の91.0%を占めている。このうち、建築基準法の耐震基準に関する改正がおこなわれた昭和56年以降に建築された住宅は1,906戸（46.5%）、昭和55年以前に建築された住宅は2,192戸（53.5%）である。

表2-1 一戸建て住宅の耐震化の現状（平成27年）

（単位：戸）

区分	一戸建て住宅総数① 構成比	昭和55年以前の住宅数②	昭和56年以降の住宅数③	昭和56年以降の住宅の割合 ③/①
木造	3,730 91.0%	2,031	1,699	45.5%
非木造	368 9.0%	161	207	56.3%
合計	4,098 100%	2,192	1,906	46.5%

※建築年が不明な住宅は、昭和55年以前の住宅数に含めた

※建築年代別の詳細、住宅として取り扱う用途・規模の要件については（別表-1）参照

#### (2) 耐震診断の状況

木造住宅耐震化促進事業により、平成20年度から平成27年度にかけての8年間で合計17戸に「耐震診断・補強プラン」を行っている。同事業は、町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来工法による一戸建木造住宅について、財団法人日本建築防災協会編集「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づいた耐震診断を、国、県及び町の補助により実施するものである。

「耐震診断・補強プラン」は平成20年度の6件をピークに減少し、平成27年度の実績は0件となっている。また、同事業による耐震改修の実績はこれまで無い。

### (3) 住宅の耐震化の推計

住宅の耐震化の推計の考え方として、昭和56年以降に建築された住宅は全て耐震性を有しているものとし、さらに昭和55年以前の旧耐震基準で建築された住宅であっても、一定の割合で耐震性を有するものがあるとして、これを加えて耐震化率の推計とする。本町では旧耐震基準のうち耐震性を有する建築物の戸数を把握するための資料がないため、国の推計方法（旧耐震基準の12%は耐震性あり）により算出した。

この推計によると、平成27年度における現状の住宅数は4,098戸で、このうち耐震性を有する住宅は2,169戸、現状の耐震化率は52.9%と推計される。

### (4) 住宅の耐震化の目標

**住宅の平成32年目標：耐震化率90%(県:90%)**

平成19年度から平成27年度までの住宅数の推移によると、今後、新築や旧耐震基準の建築物の建替え等が進み、平成32年度においては、人が居住している住宅は約4,440戸となり、このうち耐震性を有する住宅は約2,530戸で耐震化率は57.0%になると推計される。

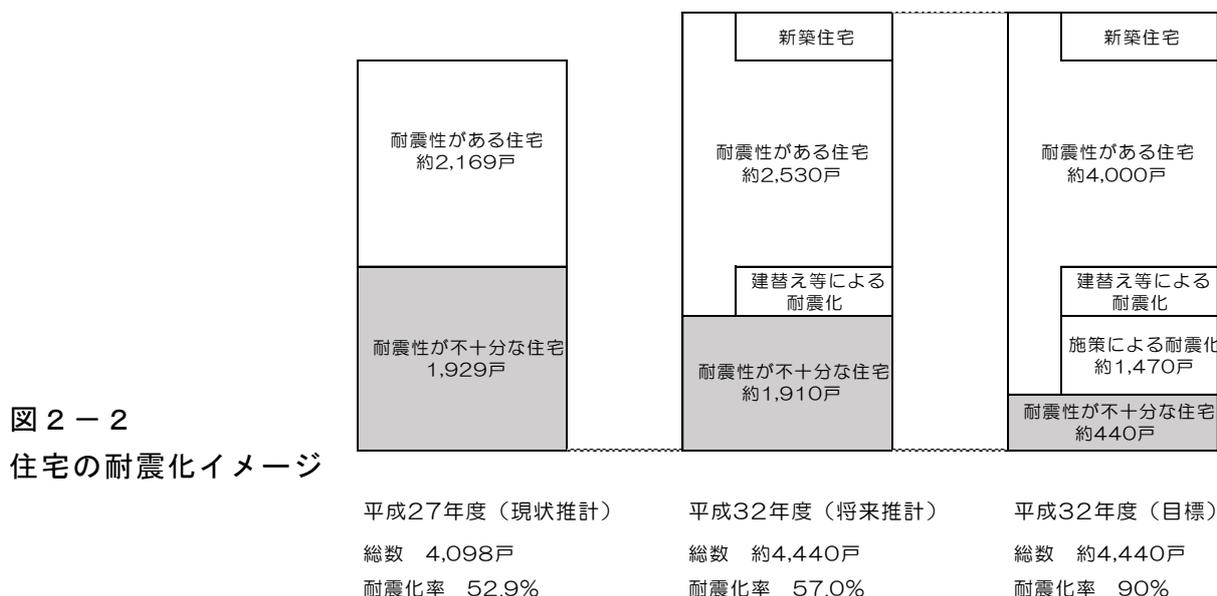
耐震化の目標を県が設定する90%と同様とすると、耐震性がある住宅は約4,000戸となり、施策によって1,470戸の住宅について耐震化を図る必要がある。

表2-2 住宅の耐震化率の現状と将来の推計及び耐震化の目標

区分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前の住宅数②	昭和56年以降の住宅数④	耐震性を有する住宅数⑤ (③+④)	現状の耐震化率(%) ⑤/①	新たに耐震化する住宅数⑥	耐震化の目標
		耐震性有③					
平成27年度(現状)	4,098	2,192 263	1,906	2,169	52.9%		
平成32年度(推計)	4,440	2,170 260	2,270	2,530	57.0%	1,470	90%

※「耐震性有③」の住宅数は、昭和55年以前の住宅のうち、一定の割合(国の推計12%)で耐震性がある住宅と見込んだものとしている。

※平成32年度の住宅数は、平成19年度から平成27年度までの住宅の減失数、新築数の推移により算出した。



## 第 2 . 建築物の耐震化の現状及び目標

### 1 . 法第 14 条に定める建築物の耐震化の現状

本計画対象の建築物には、多数の者が利用する一定規模以上の法第 14 条第 1 号建築物に該当する建築物（以降、「法第 14 条 1 号建築物」と称す）、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する法第 14 条第 2 号建築物に該当する建築物（以降、「法第 14 条 2 号建築物」と称す）、地震によって建築物が倒壊した場合、その通行や多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある法第 14 条第 3 号建築物に該当する建築物（以降、「法第 14 条 3 号建築物」と称す）があり、地震発生時に被害を受け倒壊又は使用できない状態となると、人的および経済的に多大な被害が発生するなど、地震防災の観点から重要な施設である。耐震改修促進法第 14 条に定める建築物の耐震化の現状は表 2 - 3、用途、規模の要件は次頁の表 2 - 4 のとおりである。

本町の法第 14 条建築物の総数は 71 棟であり、このうち 94.4%が耐震性を有する建築物である。また、法の規定別に見ると、法第 14 条第 1 号建築物は 59 棟あり、現状の耐震化率は 96.6%である。このうち耐震性が無かった小・中学校や体育館の 5 棟について平成 27 年度までに耐震改修が行われ、耐震性が確保されている。法第 14 条 2 号建築物は 11 棟あり、耐震性を有する建築物は 9 棟であることから、現状の耐震化率は 81.8%である。法第 14 条第 3 号建築物は現地調査の結果、1 棟確認されたが、昭和 56 年以降の建築物であることから耐震化率は 100%である。

表 2 - 3 法第 14 条建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

法	区分	建築物総数①	昭和56年以降の建築物数②	昭和55年以前の建築物数③	耐震性を有する建築物数⑤ (②+④)	現状の耐震化率 (%) ⑤/①
				耐震性有④		
法第14条 第1号	多数のものが利用する 一定規模以上の建築物	59	44	15	57	96.6%
				13		
法第14条 第2号	危険物関係特定建築物	11	6	5	9	81.8%
				3		
法第14条 第3号	緊急輸送道路沿道の 建築物	1	1	0	1	100.0%
合 計		71	51	20	67	94.4%
				16		

表 2 - 4 法第 1 4 条に定める建築物一覧表

種別	用 途	建築物の規模要件	
多数の者が利用 する建築物 (第14条第1号)	幼稚園, 保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	
	小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程, 盲学校, 特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	
	老人ホーム, 老人短期入所施設, 身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉セ ンターその他これらに類するもの		
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類 する運動施設		
	病院, 診療所		
	劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場		
	集会場, 公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	ホテル, 旅館		
	賃貸住宅(共同住宅に限る), 寄宿舎, 下宿		
	事務所		
	博物館, 美術館, 図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンス ホールその他これらに類するもの		
	理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗		
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築 物を除く)		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構 成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するも の		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐 車のための施設		
郵便局, 保健所, 税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物			
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
危険物関係 建築物 (第14条第2号)	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険 物を貯蔵, 処理する全ての建築 物  (別表 - 2 参照)
緊急輸送道路 沿道建築物 (第14条第3号)	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接す る道路の通行を妨げ, 多数の者の円滑な避難を困難と するおそれがあり, その敷地が都道府県耐震改修促進 計画に記載された道路に接する建築物		建築物のいずれかの部分の高さ が次のいずれかを超えるもの ①前面道路の幅員が12m以下の 場合, 6m ②前面道路の幅員が12m超の場 合, その1/2

## 2. 多数の者が利用する建築物の現状及び目標

### (1) 多数の者が利用する建築物の現状

多数のものが利用する法第14条1号建築物について、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」および「特定多数の者が利用する建築物」に区分して現状を把握した。

「災害時の拠点となる建築物」は町役場、幼稚園、小・中学校、病院、福祉施設等、体育館などで、全て公共建築物で19棟あり、耐震化率の現状は89.5%である。

「不特定多数の者が利用する建築物」は4棟であり、全て新耐震基準で建築されたものであることから、現状の耐震化率は100%である。

「特定多数の者が利用する建築物」は36棟であり、旧耐震基準の7棟すべてについて耐震性が確保されていることから、耐震化率の現状は100%である。

表2-5 多数の者が利用する法第14条1号建築物の耐震化の現状（平成27年）

(単位：棟)

建築物の用途	建築物総数 ①	新耐震基準により建築された建築物 ②	旧耐震基準(S56以前)により建築された建築物					旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物 ⑧	耐震性を有する建築物 ⑨ ②+⑤+⑦+⑧	耐震化率 (推計) ⑨/①
			③	耐震診断実施棟数④			⑥			
				耐震性有 ⑤	耐震性無 ⑥	耐震改修実施棟数 ⑦				
(ア) 災害時の拠点となる施設	19	11	8	6	1	5	5	0	17	89.5%
町役場、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等										
公共建築物	19	11	8	6	1	5	5	0	17	89.5%
民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	4	4	0	0	0	0	0	0	4	100.0%
百貨店、飲食店、ホテル、旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等										
公共建築物	3	3	0	0	0	0	0	0	3	100.0%
民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	36	29	7	7	5	2	2	0	36	100.0%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、工場、事務所等										
公共建築物	3	3	0	0	0	0	0	0	3	100.0%
民間建築物	33	26	7	7	5	2	2	0	33	100.0%
計	59	44	15	13	6	7	7	0	57	96.6%
公共建築物	25	17	8	6	1	5	5	0	23	92.0%
民間建築物	34	27	7	7	5	2	2	0	34	100.0%

### (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標設定

**多数の者が利用する建築物の平成32年目標：耐震化率100%**

「災害時の拠点となる建築物」は、地震発生時の災害応急対策・災害復旧の拠点、避難確保上特に配慮を要する者が利用する施設であるなど、防災上重要な建築物であることから、重点的な対策を行い、平成32年度末の耐震化の目標を100%とする。目標を達成するためには、耐震性を有しない2棟の建築物について耐震化を促進することが必要である。

「不特定多数の者が利用する建築物」および「特定多数の者が利用する建築物」は、現状どおりの100%とする。

表 2 - 6 多数の者が利用する法第 14 条第 1 号建築物の耐震化の目標

建築物の用途		現状の耐震化率 (平成 27 年度)	耐震化率の目標 (平成 32 年度)	県の目標
(ア) 災害時の拠点となる施設	町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	89.5%	100%	93%
	公共建築物	89.5%	100%	
	民間建築物	—	—	
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル、旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	100.0%	100%	89%
	公共建築物	100.0%	100%	
	民間建築物	—	—	
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、工場、事務所等	100.0%	100%	89%
	公共建築物	100.0%	100%	
	民間建築物	100.0%	100%	
計		96.6%	100%	90%
	公共建築物	92.0%	100%	
	民間建築物	100.0%	100%	

### 3. 危険物関係の建築物の耐震化の目標

危険物（火薬類、石油類等）の貯蔵場・処理場の用途に供する法第 14 条第 2 号建築物は、大規模地震が発生した際に倒壊するに至った場合、多大な被害を及ぼすことが予想されるため、建築物の耐震化が重要となる。

昭和 55 年以前の建築物で耐震性を確認できていない 2 棟については、早急に耐震診断を行ない、安全性を確認し、必要に応じて耐震改修等を行うなど対策を講じる。

### 第3. 町有建築物の耐震化の現状と目標

#### (1) 町有の建築物の耐震化の現状

町有建築物は、災害対策本部となる町役場、医療救護拠点の病院、避難場所及び一時避難所となる学校や集会所など、災害時に地域住民への様々なレベルで災害応急対策・災害復旧だけでなく地域防災拠点として活用されるものが多い。また、不特定多数の人の利用や特定多数の人の利用に供するものも多く、倒壊などによる被害が甚大となることが予想される。このため、町有の建築物については一定の規模・用途に限られる法第14条の建築物だけでなく、これに満たない規模の多様な者が利用する建築物も含めて計画対象とする。本計画が対象とする多様な者が利用する建築物の分類及び要件、現状の耐震化率は表2-7のとおりである。

平成27年度現在の町有の多様な者が利用する建築物の総数は140棟で、そのうち新耐震基準により建築された建築物は86棟ある。耐震診断を実施した7棟のうち、耐震性を確認できたものは1棟、耐震改修を実施したものは6棟であった。よって、耐震性有の建築物数は97棟であり、現状の耐震化率は69.3%と推計される。

表2-7 町有建築物の区分と現状の耐震化率

(単位：棟)

建築物の用途	建築物総数 ①	新耐震基準により建築された建築物 ②	旧耐震基準(S56以前)により建築された建築物③						旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物 ⑧	耐震性を有する建築物⑨ ②+⑤+⑦+⑧	耐震化率(推計) ⑨/①
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数 ⑦					
			耐震性有 ⑤	耐震性無 ⑥							
(ア) 災害時の拠点となる施設 町役場、幼稚園、小・中学校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	55	41	14	7	1	6	6	0	48	87.3%	
(イ) 不特定多数のものが利用する建築物 ホテル、旅館、美術館、博物館等	20	19	1	0	0	0	0	0	19	95.0%	
(ウ) 特定多数のものが利用する建築物 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、工場、事務所等 町営住宅	65	26	39	0	0	0	0	4	30	46.2%	
	32	3	29	0	0	0	0	4	7	21.9%	
合計	140	86	54	7	1	6	6	4	97	69.3%	

※「⑧耐震性を有すると推計される建築物」は、国の推計方法(戸建住宅の12%)により算出している。

※多数の者が利用する建築物を対象とし、排水処理場、倉庫類等は除外している。

※木造3階以上又は延べ面積500㎡超、非木造2階以上又は延べ面積200㎡を対象とし、それ以下の小規模建築物は含めていない。

※小規模な建築物のうち、災害拠点となる建築物(集落センター、消防施設など)、町営住宅等の人が居住する建築物は計上している。

※建築年不詳の建築物は、旧耐震基準(昭和55年以前)として計上している。

## (2) 町有の建築物の耐震化の目標設定

**平成 32 年目標 : 災害時の拠点となる建築物の耐震化率 100%**  
**不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率 100%**  
**特定多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%**

県では平成 32 年度までに、県有施設の (ア) 災害時の拠点となる建築物について 100%、(イ) 不特定多数および (ウ) 特定多数の者が利用する建築物について 95% の耐震化率とすることを目標に掲げている。

本町においては、県の目標および本町の耐震化率の現状をふまえ、平成 32 年度までに「(ア) 災害時の拠点となる建築物」及び「(イ) 不特定多数のものが利用する建築物」の目標は 100%、「(ウ) 特定多数のものが利用する建築物」の目標は 95% とする。これにより、目標達成のために耐震化など対策を講じる必要がある建築物数は、「(ア) 災害時の拠点となる建築物」は 7 棟、「(イ) 不特定多数のものが利用する建築物」は 1 棟、「(ウ) 特定多数のものが利用する建築物」は 32 棟になる。

「(ア) 災害時の拠点となる建築物」の耐震化は、小学校の耐震改修を最優先として取り組むものとする。また、町営住宅は現状の耐震化率が 21.9% と極めて低いため、「おおい町中期振興計画」における公営住宅ストックの活用計画により、木造 1 戸建て住宅を耐震性のある共同住宅へ建替えをすすめ、全てを耐震化する。これにより、「(ウ) 特定多数のものが利用する建築物」の目標の耐震化率 95% とするためには、町営住宅以外の 7 棟を耐震化する必要がある。

耐震性を有しないとされる建築物は、早急に耐震診断による耐震性の有無を確認し、その結果をふまえて耐震補強、建替え、除却・用途廃止などの対策を講じることが必要である。まずは耐震診断を実施して、その結果をふまえて実態に即した平成 32 年度の耐震化率の目標に見直す段階的な対応を行うものとする。

表 2-8 町有建築物の耐震化の目標

区分	建築物の用途	耐震化を図る建築物数 (棟)	耐震化の目標
(ア) 災害時の 拠点となる施設	町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	7	100% (県100%)
(イ) 不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル、旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	1	100% (県95%)
(ウ) 特定多数の者が 利用する建築物	賃貸住宅 (共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、工場、事務所等	32	95% (県95%)

※福井県建築物耐震改修促進計画 (平成 18 年 12 月) の推計方法にならい建築物数は平成 32 年度末まで増減無しとしている。

## 第3章 耐震化を促進するための施策に関する事項

### 第1. 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

- 住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする
- 町は耐震化促進のための環境整備、普及啓発に取り組む

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。大地震による災害から町民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより町民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要であり、町民は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。しかし、現状では、建築物の耐震化に関する情報不足や費用面での不安など、耐震化が促進されない要因となっている課題を解消、軽減することが求められている。

これらをふまえ、本町の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に進めていく。

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であることから、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの施策は国・県の動きに呼応し、町民の安全安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に向けた取り組みとしていく。

#### 1. 耐震化を促進するにあたっての課題

##### (1) 費用や労力の負担の大きさ

- 必要性は認識しているが、費用負担が問題となっている
- 床をはがすなどの大掛かりな補強工事に対しては抵抗感が強い
- 耐震改修、建替えなどライフサイクルコストまで見据えた計画が難しく、一般には理解しにくい
- 工事中の生活の不便さ、工期が長い場合の引越や仮住居の確保などの手間を敬遠している

## (2) 耐震化の情報不足

- 必要性は認識しても、どこに相談したらよいかわからない
- 相談先への信頼性に疑問をもっている(出入りの大工などが少なくなっている)
- 簡易診断、専門家による診断、補強計画、補強工事のプロセスが理解しにくい
- 自治体の助成制度や公庫融資制度について、その存在を知らない
- 一部の悪質業者等への警戒心から、耐震技術への抵抗感をもっている

## (3) ライフサイクルとの不適合

- 子育てに忙しい世帯、受験生を抱えている世帯は躊躇する傾向がある
- 高齢者のみの世帯の場合、補強等への意識が低い
- 子離れにより生活費の蓄えがあるリタイア世帯などは、耐震化への意識は高い

## (4) 想定される地震被害への意識の低さ

- 福井県嶺南地方では近年、大きな地震の発生がないため、地震に対する恐怖感、防災の重要性の認識が低い
- 自ら住んでいる住宅の耐震性について、危険という認識がない
- 地震発生による被害の甚大さを認識していない

## (5) 効果のわかりにくさ

- 想定される地震とその被害を知らないため耐震化の取り組みの効果が判らない
- どのような工事を行って、どの程度の耐震効果が得られるのかがわかりにくい

## 2. 役割分担

---

### (1) 町民・事業者の役割

- 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- 町民及び事業者は、所有する特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。
- 事業者は、市場において適切に住宅・建築物の耐震化が図られるよう、建物所有者等から信頼される耐震診断・耐震改修について責任をもって実施する。

### (2) 町・県の役割

- 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- 建築物の所有者として、自ら所有する公共建築物の耐震改修に率先して取り組むとともに、法に基づく耐震改修計画の認定や、特定建築物の所有者等に指導・助言・指示等の実施を行う。
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通・又は斡旋、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

## 第2. 耐震診断・耐震改修を促進する支援策の概要

### (1) 耐震診断・耐震改修等に関する費用の補助

個人の財産の住宅、建築物については、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化することで建築物の被害が軽減され、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等が考えられる。このため、耐震化を促進するための支援策として、国や県が実施している補助制度等を計画的に活用する。また、建築物の敷地の崩壊やがけ崩れなどによる被害を防止するなど、自然災害に配慮した防災対策について、国が実施する事業を活用していく。

地震時の被害が大きくなると予測される昭和56年5月31日以前に着工され建設された一戸建て木造住宅の所有者等が耐震診断を希望する場合、県が実施する「木造住宅耐震化促進事業」について町が窓口となり耐震診断を実施する。また、耐震診断により耐震性がないと判定された住宅について、具体的な補強プランの提案を行い、同じく県の「木造住宅耐震化促進事業」（耐震改修）や「県産材を活用したふくい住まい支援事業」などを活用し、耐震改修や建替えの選択肢も含めた耐震化の誘導を行う。

表3-1 住宅に係る支援制度とその概要

区分	支援制度の名称および概要	制度主体	対象建築物
耐震診断 耐震化の提案	○木造住宅耐震化促進事業(耐震診断・補強プラン) ・一般の戸建て木造住宅の耐震診断(一般診断法)と具体的補強プランをセットにした助成	国	旧耐震基準により建築された木造住宅耐震性が劣る住宅
耐震改修	○木造住宅耐震化促進事業(耐震改修) ・一戸建の木造住宅の耐震改修工事への助成 ・福井県木造住宅耐震診断士による工事監理 ・伝統的な古民家は手厚く助成	国	耐震性が劣る住宅
建替え	○多世帯同居・近居住まい推進事業(近居住宅取得支援)	県	新たに近居するための住宅の新築・購入
建替え・改修	○県産材を活用したふくい住まい支援事業 ・在来工法による木造住宅の新築・改修の助成	県	木造住宅(新築・改修)
耐震改修	○歴史的建造物保存促進事業 ・歴史的建造物部の改修工事	県	福井の歴史的建造物
移転	○がけ地近接等危険住宅移転事業 ・住宅の移転に要する費用を助成	国	災害危険区域内の危険住宅
改修	○土砂災害危険住宅対策改修事業	国	住宅の土砂災害対策改修
耐震改修	○長期優良住宅化リフォーム推進事業	国	長寿命化・耐震改修等

表3-2 建築物等に係る支援制度の概要（参考）

区分	支援概要	制度主体	対象建築物
耐震診断	○住宅・建築物安全ストック形成事業 私立学校、幼稚園、社会福祉施設、障害者施設、 保育所の耐震診断に助成	国	○耐震診断 旧耐震基準により 建築された建築物  ○耐震改修 耐震性が劣る建築物 ※
耐震改修	○小・中学校耐震化促進事業 公立小・中学校の耐震診断・耐震改修に助成	県	
耐震改修	○公立学校施設整備費地震補強事業 公立小・中学校の耐震診断・耐震改修に助成	国	
耐震改修	○私立学校施設整備費補助金 私立学校・幼稚園の耐震診断・耐震改修の助成	国	
耐震改修 改築	○老人福祉施設整備事業補助金 老人福祉施設の改築および改修	県	
耐震改修	○社会福祉施設整備事業補助金 社会福祉施設の改築および改修	国	
耐震改修	○社会福祉施設耐震化等整備事業補助金 社会福祉施設（入所）の改築および改修	国	
耐震改修 増改築	○保育所施設整備費補助金 改修が必要となった保育所の改築および改修	国	
耐震改修 新築改修	○医療施設耐震化整備事業補助金 災害拠点病院、二次救急医療機関（病院）	国	

※福井県構造耐震判定指標（平成7年度策定）により耐震性が劣ると判定された建築物

## （2）税制優遇支援・融資制度の紹介

耐震改修の実施にあたり、所得税や固定資産税の減免措置、融資制度の活用を積極的に紹介し、建築物の所有者自らが改修を行える機運づくりを行う。期間限定の減免措置や所得税特別控除のように現在検討中のものがあるので、町は相談窓口などにおいて、その時点における情報を町民に案内し、耐震改修の機運を高めるよう努める。

表3-3 税制優遇支援の概要

対 象	税 制	概 要
住宅の新築・ 購入・増改築	住宅ローン減税制度 (住宅借入金等特別控除)	10年間、ローン残高の1%を所得税から控除 <b>【対象】</b> 耐震基準に適合しない床面積 50 m <sup>2</sup> 以上の既存住宅の取得後、入居前に一定の耐震改修を行った住宅
耐震改修	住宅等に係る 耐震改修促進税制	○所得税特別控除 一定区域内※において旧耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、費用の10%相当額(上限25万円)を控除 ○固定資産税減税 旧耐震基準により建設された住宅(120 m <sup>2</sup> 以内)の耐震改修工事を行った場合、1年間固定資産税額を1/2に減税

※『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促進計画などで、耐震改修に係る補助事業を実施している区域に適用される。

表3-4 住宅向け融資制度(住宅金融支援機構)

対 象	主な要件等
個人向け	<p>■住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額：1,000万円(住宅部分の工事費の80%が上限)</li> <li>・金利：償還期間10年以内 1.04%、11年以上20年以内 1.28% (平成27年6月1日現在)</li> <li>・保証人：不要</li> </ul> <p>死亡時一括償還型融資の場合</p> <p>融資限度額：1,000万円(住宅部分の工事費が上限)</p> <p>金 利：1.28%</p> <p>保証人：(財)高齢者住宅財団による保証</p>
マンション 管理組合向け	<p>■住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額：500万円/戸(共用部分の工事費の80%が上限)</li> <li>・金利：償還期間10年以内0.77% (平成27年6月1日現在)</li> <li>・保証人：必要</li> </ul> <p>※上記は、(財)マンション管理センターの保証を利用する場合</p>

### 第3. 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

---

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題になっており、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組む。

特に、「誰に相談すればよいか」「誰に頼めばよいか」「工事費用は適正か」「工事内容は適切か」等の、耐震化に取り組む町民の不安を解消することが急務である。県の各土木事務所（建築担当課）、（社）福井県建築士事務所協会、福井県木造住宅耐震促進協議会及び（一財）福井県建築住宅センターにおいてリフォームに関する相談等を活用する。また悪質リフォームに関しては、県消費生活センターが相談窓口となる。

### 第4. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

---

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、昇降機の地震防災対策、給湯設備の転倒防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス・天井の落下防止対策、昇降機の防災対策等の総合的な安全対策、給湯設備の転倒防止対策については、建築確認申請時において指導するほか、防災点検等における指導の徹底を図り、メディア媒体を利用した耐震化促進に関する番組の放送や、町の広報誌・パンフレットの作成と配付等による啓発活動を行う。

また、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業を促進し、敷地の安全対策を推進する。

#### （1）ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要がある。

具体的な取り組みとして、ブロック塀、窓ガラス、ベランダ、屋根等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強方法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、町民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていく。

また、ブロック塀の適切な施行について施工者団体に要請していく。

#### （2）窓ガラス、天井落下防止対策等について

人の通行が多い沿道に建つ建築物や、避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や、外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し、安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を図っていく。

特に、東日本大震災では多くの脱落被害が発生した吊り天井について、「吊り天井等の脱落防止に関する建築基準法施行令の一部改正」（平成 26 年）に基づき、6m超の高さにある 200 m<sup>2</sup>超の吊り天井に関して、天井脱落対策を義務付ける。

### （３）昇降機の地震防災対策

近年の地震発生時において、エレベーターの故障・損傷等や緊急異常停止の発生による閉じ込め事故が多数発生した等の背景から、エレベーター等の脱落防止に関する建築基準法施行令が一部改正されたことをうけ、昇降機の地震防災対策を強化する。また、「既存不適格」の設備については、確認申請を必要とする改修等の際に、現行の基準法に適合させることを求めている。

#### 【建築基準法施工令の昇降機に関する主な改正ポイント】

- ・ エスカレーターの支持部分からの脱落防止対策の強化
- ・ エレベーター等の釣合おもりの脱落防止構造の強化
- ・ 地震に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の規定追加
- ・ 貨物用、自動車用エレベーターの適用除外規定の変更

建築基準法による昇降機の定期検査の機会を捉え、「昇降機耐震設計・施工指針」に適合しない昇降機について、

- a. エレベーターの耐震安全性の確保
- b. 地震時管制運転装置の設置
- c. 閉じ込めが生じた場合に早期に救出できる体制整備
- d. 平時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や、地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供

など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を図っていくものとする。

また、平常時から乗り場やかご内における掲示、地域の防災訓練の活用等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて利用者への周知を図るよう要請する。

### （４）給湯設備の転倒防止対策

平成23年3月の東日本大震災において、貯湯タンク式の電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、再発防止策として給湯設備の地震等に対する安全対策に関する建築基準法施行令の一部改正が行われた。

本町では、建築物の部分等への設置方法別に転倒防止対策を行なうよう、周知に努める。

## (5) 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

判定士は、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」の内容を示すステッカーを貼付する、被災建物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要である。

福井県では、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、平成7年度から福井県被災建築物応急危険度判定士の登録を開始した。大規模地震が発生した際は、県と町が連携し、県内の判定士に応急危険度判定の実施を要請するとともに、必要に応じて県の隣接府県等との応援協定に基づき、近隣府県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

## 第5. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

---

地震に伴う倒壊等による被害を減少させる観点から、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定する。

ア. 住宅については、町民の生命、財産を守るため全般的に耐震化を図るものであるが、このうち、旧基準建築物に該当する木造住宅については、地震時の建物倒壊等により深刻な被害が発生する恐れがあるため、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ. 法第14条1号建築物については、多数の者が利用する建築物であり、地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、法第14条2号建築物については、危険物を取り扱う建築物であり、倒壊した場合に多大な被害につながるおそれがあること、法第14条3号建築物については、倒壊した場合に道路を閉塞し、多数の者の円滑な避難や緊急輸送を妨げるおそれがあることから耐震化を進めることは重要である。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部及び支部の庁舎、並びに警察及び消防の庁舎、医療活動拠点となる病院・診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等その他の災害時の拠点となる重要な建築物については、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

ウ. イに該当しない主要な町有建築物は、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設となることから、耐震化を図ることが重要である。また、多数のものが利用する建築物と同様に防災上重要な建築物や倒壊により甚大な被害をもたらすと想定される町営住宅については、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

町有建築物は、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、積極的な耐震化が求められる。

表 3-5 重点的に耐震化を図るべき建築物の優先度の考え方

順位	優先順位付けの区分	建築区分	主な建築用途
1	災害時に応急対策活動の拠点となる公共建築物	公共	町役場、警察署、消防署など
2	災害時の広域避難、医療活動拠点となる建築物	公共	小学校、中学校、病院、診療所、体育館など
3	その他、災害時の拠点となる建築物	公共・民間	幼稚園、高齢者福祉施設、集会所など
4	倒壊により甚大な被害をもたらす建築物	公共	町営住宅

## 第 6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

県は地震時の建築物倒壊によって緊急車両の通行や、住民の避難の妨げになるおそれがある道路として、第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路を指定している。緊急輸送道路沿道の倒壊による道路閉塞の恐れがある建築物については、道路機能の重要性から該当する建築物の耐震化を図る。

また、住宅・建築物の耐震化の実施のために必要となる、避難道路等の道路閉塞率等の調査のため道路幅員等の調査を行ない、道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

### ■緊急輸送道路の指定路線

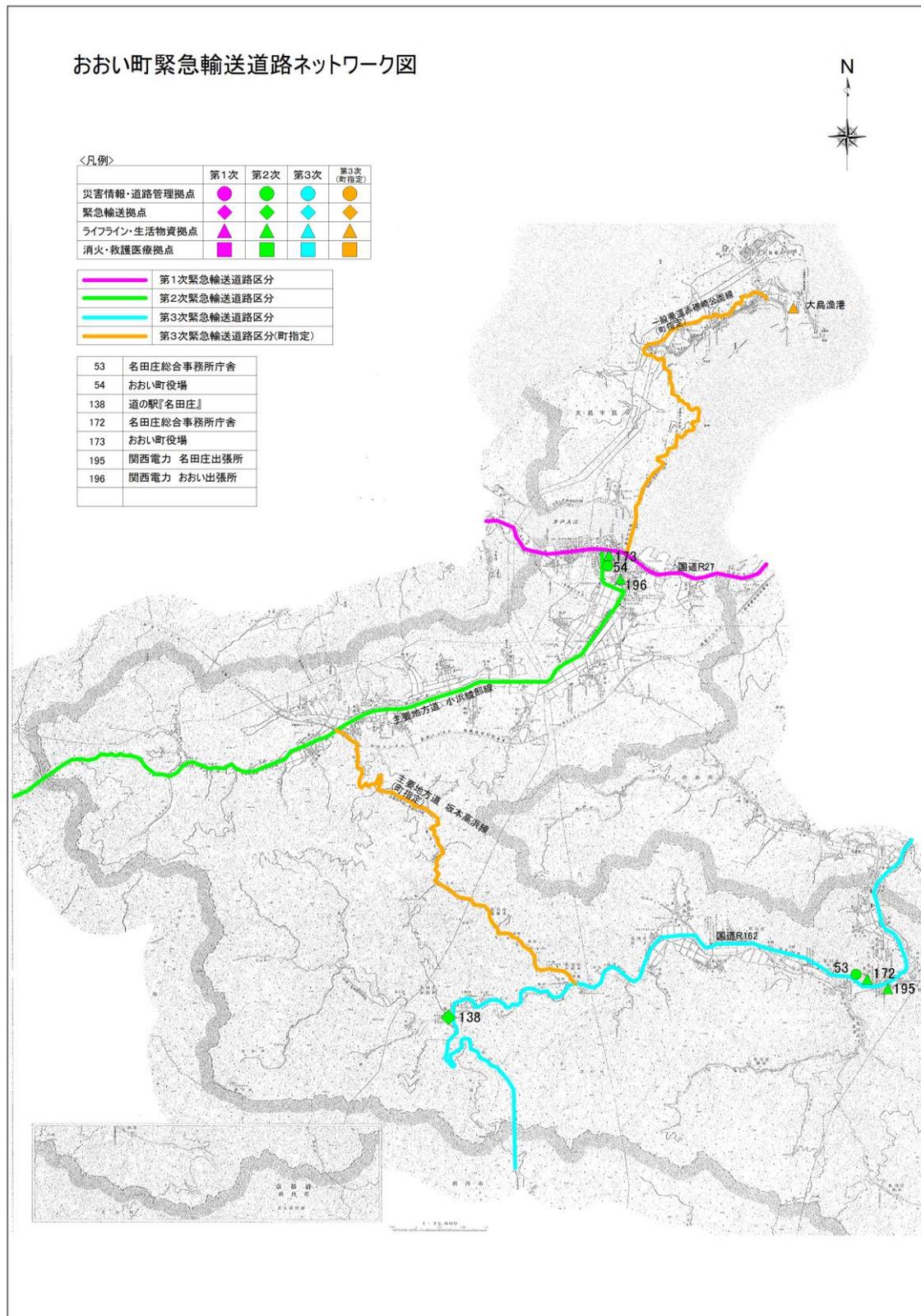
緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために不可欠な道路であり、地震時にネットワークとして機能することが重要である。広域的なネットワークは福井県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 8 年 8 月）で 3 路線が指定されている。また、地域ネットワークとして 2 路線を町指定の緊急輸送道路とする。

表 3-6 県指定緊急輸送道路

機能区分	道路種別	路線名
第 1 次	一般国道	国道 27 号
第 2 次	主要地方道	小浜綾部線
第 3 次	一般国道	国道 162 号

表3-7 町指定緊急輸送道路

機能区分	道路種別	路線名	区間
町指定	一般県道	赤礁崎公園線	本郷～大島漁港
町指定	主要地方道	坂本高浜線	佐畑～黒瀬





## 第2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

相談窓口を設置するなど、所有者等からの相談体制の整備、情報提供（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等）に関する事業等を実施していく。

### <相談窓口>

耐震診断・耐震改修の相談業務は以下のように実施している。本町は建設課が相談窓口となる。

表4-1 相談窓口及び対応内容

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談、耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会 (一財)福井県建築住宅センター	
おおい町	建設課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明及び申し込み 県及び建築関係団体との中間的な紹介窓口として地域住民に対応

## 第3. パンフレットの作成・配付等

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットを作成・配付し、補助制度、融資制度の普及啓発に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発していく。

また、セミナー・講習会の開催、耐震改修事例集の作成の事業、広報活動、家具等の倒壊防止対策等について、県と連携して実施していく。

### 1. パンフレットの作成・配付

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により、建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。今後も、県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて、耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

表 4-2 県が配布したパンフレットと町の配布計画

	名 称	内 容	備 考
県	あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	H17 に県内全戸に配布済
	わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発	H7 に土木事務所、市町及び建築関係団体に配備済
	住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	H18 に県内全戸に配布済
	あなたが住まいの主人公	木造住宅耐震診断促進事業の普及啓発	H15～H18 に土木事務所、市町及び建築関係団体に配備済
	木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発	H19 に土木事務所、市町及び建築関係団体に配備済
町	耐震改修促進計画リーフレット（計画）	耐震診断・耐震改修の普及啓発（町の方針、補助金等の紹介など）	町内全戸に配布

## 2. 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やケーブルテレビ、インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

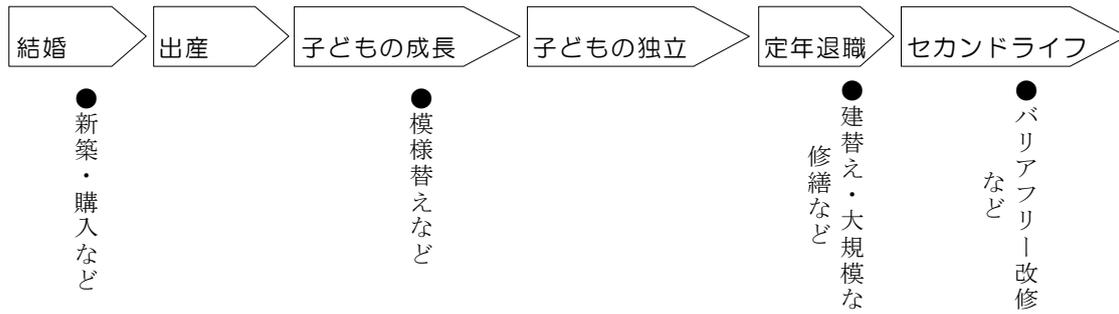
また、町の広報、自治会の回覧板を活用した普及・啓発に実施する。

## 第 4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震性能の向上のみを目的とした改修工事は、費用面や動機付けの面で簡単には進まないことが想定される。住宅設備の更新やバリアフリー改修など、さまざまなライフステージに対応した近年の住宅リフォーム市場の活性化の動向をふまえ、リフォームと一体となったスケールメリットを併せて町民に啓発し、耐震改修の促進を図る。

このため、リフォームと併せて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等との連携を推進する。

図 4 - 1 ライフステージの変化と住宅改修のサイクル例



## 第 5. 家具の転倒防止策の推進

家具が転倒することによる負傷、避難や救助の妨げになることが考えられることから、「おおい町総合防災マップ」において家具などの地震対策に関する情報提供を行なった。今後も、住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配付により、町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図っていく。

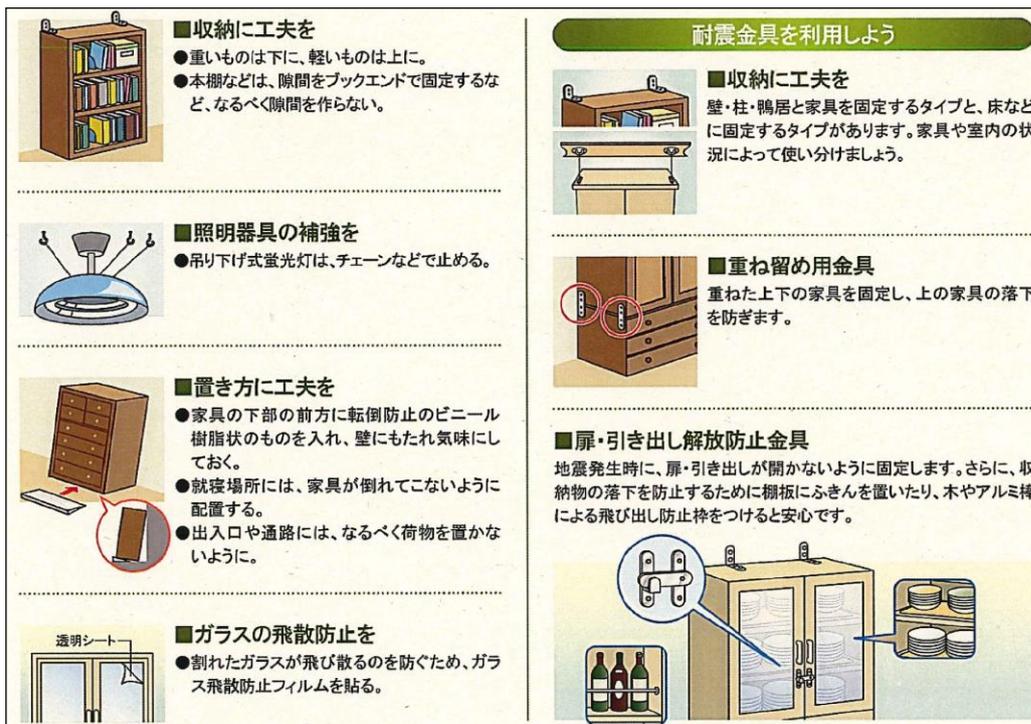


図 4 - 2 家具などの地震対策（「おおい町総合防災マップ」より抜粋）

## 第 6. 自治会等との連携（取り組み支援策）

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。

自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。

本町では、町内の自主防災組織の設立に対する支援を行うことにより、町全体に波及的に自主防災組織の形成と活動を促進し、ひいては町全体の防災力の向上を図ることを目的とした自主防災組織形成事業により、自主防災組織の設立、防災資機材整備に対する補助を行なっている。

今後も地域に密着した専門家や自主防災組織の設立、育成を図るとともに、NPOとの連携、地域全体での耐震化の促進や、危険なブロック塀の改修・撤去等の取り組みを支援する施策を講じていく。

表 4 - 3 自主防災組織形成事業の概要

事業の区分	補助の対象
自主防災組織 設立	組織の設立に要する経費
防災資機材整 備	情報収集伝達活動機材、消火活動資機材、水防活動資機材、救出活動資機材、救護活動資機材、生活維持活動資機材などの整備に要する経費

## 第 7. 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施する。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例集を合わせて紹介していく。

## 第5章. その他耐震化の促進に必要な事項

### 第1. 所管行政庁との連携に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。

そのため、所管行政庁である県と充分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

### 第2. 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等

耐震性が確認されていない特定既存耐震不適格建築物について、耐震改修促進法第15条に基づき、特定行政庁である福井県が耐震診断及び耐震改修等の指導、助言、公表を行ない、必要に応じて建築基準法に基づく勧告・命令を行う。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物については、耐震改修促進法第16条第2項に基づき、耐震診断及び耐震改修等の指導、助言を行う。

図5-1 法15条に基づく指導等の段階的措置

耐震改修促進法	指導・助言の実施 (耐震改修促進法第15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行う。
	指示の実施 (耐震改修促進法第15条第2項)	指導・助言の後、相当の猶予期間を超えても必要な耐震診断、耐震改修を行っていない場合、必要な指示を行う。
	公表の実施 (耐震改修促進法第15条第3項)	指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由が無くその指示に従わない場合は、建築所有者の名称を公表する。



建築基準法第10条に基づく勧告・命令
公表の実施後、相当の猶予期間を超えても正当な理由なしに指示に従わず、特定建築物が著しく保安上危険な状態であると認められる場合、耐震化を図るための除却、改築、修繕など必要な措置を講ずるよう勧告・命令する。

表5-1 法15条に基づく指導・助言、指示対象建築物の要件

法14条	用途	指導・助言対象建築物の要件 【法15条第1項】	指示の対象建築物の要件 【法15条第2項】
1号	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	階数3以上 かつ、2,000㎡以上
	病院、診療所		
	劇場、鑑賞場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗		
	ホテル、旅館		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上 かつ 1,000㎡以上	階数2以上 かつ、2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校		階数2以上 かつ 1,500㎡以上
	幼稚園、保育園	階数2以上 かつ 500㎡以上	階数2以上 かつ 750㎡以上
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上 かつ 1,000㎡以上	階数1以上 かつ 2,000㎡以上
学校(幼稚園、小学校等を除く)	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	—	
卸売市場		—	
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		—	
事務所		—	
工場		—	
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵または処理する全ての建築物	500㎡以上
3号	県及び市町村の耐震改修促進計画で指定する避難路(第1次、第2次、第3次緊急輸送道路)沿道の建築物	前面道路の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は高さ6m超)	同左

### 第 3. 庁内での推進体制の確立

---

本町における防災、学校、社会・児童・障害福祉、社会教育、公営住宅等を所管する部局等と、建設課が中心となり横断的に連携し、全庁が一体となって町有建築物の耐震化を推進する。

また、一定の数量以上の危険物を貯蔵または処理する建築物（法 14 条第 2 号）の耐震化など消防署との連携を図っていく。

### 第 4. 関係団体との協働による推進体制の確立

---

建築関係団体等で組織する、「（一社）福井県建築士会」などを活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。

協議会は、耐震診断士の派遣と耐震診断の公正な判定を行っており、耐震診断の希望者が安心して円滑に耐震診断を受けることができるように、本町は、県や協議会と連携し、木造の耐震化を図る。

### 第 5. 計画の検証

---

少子高齢化などによる社会的情勢の変化や、ライフスタイルの変化などにより住宅や特定既存耐震不適格建築物のニーズや耐震改修の実態が合致しないことも想定される。

このため、今後も継続して町有施設や民間施設等の耐震化率の把握を年 1 回行い、県とともにフォローアップを行うなどして建築物の耐震化を進めていく。



## 別 表

(別表－１) 住宅・建築物年代別データ（固定資産税台帳ベース）

(別表－２) 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件



(別表-1) 住宅・建築物年代別データ (固定資産税台帳ベース)

現状調査 (平成27年) 10㎡未満の住宅除外=本計画採用値=旧計画の算出方法													建築物総数 = 8,853 棟			
1. 住宅													(戸数)			
建築年代	S25以前	S26~35	S36~45	S46~55	S56~60	S61~H2	H3~7	H8~12	H13~H17	H18~H22	H23~H26	不明	総数	S56以降	耐震化率	
一戸建ての住宅 (戸数)	4	44	225	694	299	321	373	364	252	182	115	1,225	4,098	1,906	46.51%	
上記のうち木造	4	43	206	593	278	300	318	303	230	166	104	1,185	3,730	1,699	45.55%	
共同住宅 (分譲)																
上記戸数																
共同住宅 (賃貸)	0	0	0	1	6	12	8	4	12	12	5	0	60	59	98.33%	
上記戸数																
2. 建築物 (住宅以外)																
建築年代	S25以前	S26~35	S36~45	S46~55	S56~60	S61~H2	H3~7	H8~12	H13~H17	H18~H22	H23~H26	不明	総数	S56以降	耐震化率	
住宅以外の建築物	7	19	155	560	489	393	381	279	188	160	71	1,993	4,695	1,961	41.77%	

■平成27年の現状調査方法

【住宅数の算出方法】

- ・平成27年1月1日現在の固定資産税台帳に記載されている建築物リストより住宅の戸数を算出
- ・用途名のうち、「専用住宅」、「併用住宅」及び「農家住宅(養蚕住宅含む)」を1戸建ての棟数として算出
- ・延床面積10㎡未満の建築物は、住宅の定義に合致し難いことから除外

【共同住宅の算出方法】

- ・用途名が「共同住宅」及び「寄宿舎」をあわせて、共同住宅として算出

【耐震化率の算出方法】

- ・新耐震基準で建築された昭和56年以降の建築物を「耐震性あり」として、その比率を算定。 建築年が「不明」は、「耐震性なし」として算定。
- ・計画策定上のH27年現状の耐震化率は、「耐震性なし」の住宅に一定の割合(国の推計値12%)が含まれることを考慮しているため、本資料の値とは異なる。

(参考) 【住宅の定義 (住宅土地統計調査報告)】

- ・1戸建ての住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。
- ・「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、①1つ以上の居室、②専用の炊事用流し、③専用のトイレ、④専用の出入口を持つもの。

木造と非木造の内訳

	55年以前	56年以降	56年以降の割合	合計
木造	2,031	1,699	45.55%	3,730
非木造	161	207	56.25%	368
合計	2,192	1,906	46.51%	4,098

(別表-2) 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件 (施行令第7条) 1/2

一	消防法第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)	第一類	酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 重塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので政令で定めるもの 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	指定数量の十倍
		第二類	可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金風粉 マグネシウム その他のもので政令で定めるもの 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 引火性固体	
		第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム 黄りん アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。) 及びアルカリ土類金属 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 金属の水素化物 金属のりん化合物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので政令で定めるもの 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	
		第四類	引火性液体	特殊引火物 アルコール類 有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロニ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	
		第五類	自己反応性物質	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので政令で定めるもの 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	
		第六類	酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので政令で定めるもの 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	
二	危険物の規制に関する政令で定める可燃性固体類又は可燃性液体類	可燃性固体類	引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三四キログラム毎グラム以上であるもの 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三四キログラム毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの	三十トン	
		可燃性液体類	第二石油類	灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものを用い、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。	液状であるもの
			第三石油類	重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものを用い、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。	一気圧において温度二十度で液状であるもの
			第四石油類	ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上二五〇度未満のものを用い、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。	一気圧において温度二十度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有するもの
			動植物油類	動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が二五〇度未満のものを用い、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。	一気圧において温度二十度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有するもの
三	マッチ		三百万トンマッチ		
四	可燃性ガス(圧縮ガス及び液化ガスを除く。)		二万立方メートル		
五	圧縮ガス		二十万立方メートル		
六	液化ガス		二トン		
七	毒物及び劇物取締法	毒物	アクリルニトリル アクロレイン アニリン アンモニア ニニソプロピル四一メチルピリミジル六一エチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン) エチルN(ジエチルジチオホスホリールアセチル)N一メチルカルバメート エチレンクロロヒドリン 塩化水素 塩化第一水銀 過酸化水素 過酸化ナトリウム 過酸化尿素 カリウム カリウムナトリウム合金 クレゾール クロルエチル クロルスルホン酸 クロルピクリン クロルメチル クロホルム 砒毒化水素酸 シアン酸ナトリウム ジエチル一四一クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト ジエチル一四一ジクロルフェニル一チオホスフェイト ジエチル一四一五一ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト 四塩化炭素 シクロヘキシミド ジクロル酢酸 ジクロルブチン ニ・三・ジエチルジチオホスホロ一パラジジオキサン ニ・四一ジニトロ一六一シクロヘキシルフェノール	二十トン	

(別表-2) 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件 (施行令第7条) 2/2

七	毒物及び劇物取締法	毒物	ニ・四―ジニトロ―六―(―メチルプロピル)―フェニルアセテート	二十トン		
			ニ・四―ジニトロ―六―メチルプロピルフェニルジメチルアクリレート			
			ニ・ノ―ジビリジリウム―一―ノ―エチレンジプロミド			
			一・ニ―ジプロムエタン(別名EDB)			
			ジプロムクロプロバン(別名DBCP)			
			三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四ノ―ニトロソベンゼン			
			ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト			
			ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオトモン)			
			ジメチル―ニ―ニ―ジクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)			
			ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル			
			ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイト			
			ジメチルジタリルイミドメチルジチオホスフェイト			
			ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルホスフェイト			
			ジメチル―(N―メチルカルバミルメチル)―ジチオホスフェイト(別名ジトエート)			
			ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフェニルチオホスフェイト			
			ジメチル硫酸			
			亜クロム酸			
			酢酸			
			臭素			
			硝酸			
			硝酸タリウム			
			水酸化カリウム			
			水酸化ナトリウム			
			スルホナール			
			テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト			
			トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―(―メチルプロピル)―フェノラート			
			トリクロル酢酸			
			トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト			
			トリチオシクロヘキサジエン―三・四・六・七―テトラニトリル			
			トルイジン			
			ナトリウム			
			ニトロベンゼン			
			二硫化炭素			
			発煙硫酸			
			パラトルイレンジアミン			
			パラフェニレンジアミン			
			ピクリン酸、ただし、燐発薬を除く。			
			ヒドロキシルアミン			
			フェノール			
			プラスチック			
			プロムエチル			
			プロム水素			
			プロムメチル			
			ヘキサクロルエボキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)			
			一・二・三・四・五・六―ヘキサクロルシクロヘキサシン(別名リンデン)			
			ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)			
			ベタナフトール			
			一・四・五・六・七―ペンタクロル―三・四・七・七―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタノ)―インデン(別名ヘプタクロール)			
			ペンタクロルフェノール(別名PCP)			
			ホルムアルデヒド			
無水クロム酸						
メタノール						
メチルスルホナール						
N―メチル―一―ナフチルカルバメート						
モノクロル酢酸						
沃化水素						
沃素						
硫酸						
硫酸タリウム						
燐化亜鉛						
ロダン酢酸エチル						
ロテノン						
前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの						
七	劇物	オクタメチルピロホスホルアミド	二百トン			
		四アルキル鉛				
		ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト				
		ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト				
		ジメチル―(ジエチルアミド―一―クロルクロニル)―ホスフェイト				
		ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト				
		テトラエチルピロホスフェイト				
		モノフルオール酢酸				
		モノフルオール酢酸アミド				
		前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの				
		2		火薬類	火薬	十トン
					爆薬	五トン
工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	五十万個					
銃用雷管	五百万個					
実砲若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線	五万個					
道爆線又は導火線	五百キロメートル					
信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	二トン					
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	火薬 十トン 爆薬 五トン					
3	危険物の二種類以上の貯蔵又は処理しようとする場合	危険物の数量の数値を当該各号の数値で除し、それらの商の合計数値が1以上である場合	商の合計が1以上			

